



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年9月27日火曜日 第345号

◇ 目 次 ◇ 告 示

道路の供用開始（県道金子中秋停車場線）.....（東予地方局管理課）... 778

道路の供用開始（県道高瀬松溪線）.....（南予地方局西予土木事務所）... 778

訓 令

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令.....（人事課）... 778

公営企業管理規程

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程.....（公営企業管理局総務課）... 779

告 示

○愛媛県告示第997号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年9月27日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	金子中秋停車場線	新居浜市萩生河ノ北67番2地先から 同市萩生河ノ北67番228まで	令和4年9月27日

○愛媛県告示第998号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年9月27日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	高瀬松溪線	西予市野村町富野川2389番2から 同町富野川2389番14まで	令和4年9月27日

訓 令

○愛媛県訓令第14号

庁中一般
地方局

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年9月27日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(地方局長の専決事項)</p> <p>第14条 地方局長の専決処理すべき事項のうち、各部共通の事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) <u>職員及び</u> _____ 管内の地方局に属する機関の職員の扶養手当及び児童手当の認定並びに単身赴任手当の決定に関すること。</p> <p>(9) 省略</p> <p>2～9 省略</p>	<p>(地方局長の専決事項)</p> <p>第14条 地方局長の専決処理すべき事項のうち、各部共通の事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) <u>局長及び職員並びに</u>管内の地方局に属する機関の職員の扶養手当及び児童手当の認定並びに単身赴任手当の決定に関すること。</p> <p>(9) 省略</p> <p>2～9 省略</p>

附 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第6号

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和4年9月27日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程

愛媛県立病院料金規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前						
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）						
名 称	区 分		単 位	金 額	備 考	名 称	区 分		単 位	金 額	備 考
省略						省略					
特別初診料	愛媛県立中央病院	助産に係る資産の譲渡等に該当するものに係るもの	1回	<u>7,000円</u>		特別初診料	愛媛県立中央病院	助産に係る資産の譲渡等に該当するものに係るもの	1回	<u>5,000円</u>	
		上記以外のもの	1回	<u>7,700円</u>				上記以外のもの	1回	<u>5,500円</u>	
	省略						省略				
特別再診料	愛媛県立中央病院	助産に係る資産の譲渡等に該当するものに係るもの	1回	<u>3,000円</u>		特別再診料	愛媛県立中央病院	助産に係る資産の譲渡等に該当するものに係るもの	1回	<u>2,500円</u>	
		上記以外のもの	1回	<u>3,300円</u>				上記以外のもの	1回	<u>2,750円</u>	
省略						省略					
注 省略					注 省略						

附 則

この管理規程は、令和4年10月1日から施行する。